

田野町教育振興基本計画

平成 25 年 3 月

田野町教育委員会

目 次

第1章 総論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2

第2章 田野町の教育をめぐる現状と課題

1 人口減少と少子高齢化の進行	3
2 児童生徒数の推移	4
3 学力・学習の状況	6
4 立志の教育	7
5 体力・運動能力の状況	7
6 いじめの状況	8
7 不登校の状況	8
8 暴力行為の状況	9

第3章 基本構想

基本構想体系図	10
1 基本理念	11
2 基本目標	11
3 基本方針	12

第4章 基本計画

基本計画体系図	14
1 学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり	15
2 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	15
3 郷土愛を育む教育の推進	16
4 基礎学力の定着と学習習慣の確立	17
5 保・幼・小・中の連携による系統性のある教育の推進	17
6 学校力・教職員力の向上	18
7 安全で安心な学校づくりの推進	18

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、社会情勢の急速な変化の中、当町においても「家庭・地域教育力の低下」や「地域住民としての意識の希薄」など教育に関わる課題が多数存在しています。これらの課題は教育分野への影響のみならず、地域社会の形成、創造にまで及ぶ要素でもあり、これらに対応した教育行政のあり方が求められています。

それらの課題の背景には、生活様式の多様化や過度とも感じられる利便性への追求、高度な情報技術の進歩といった人々の生活意識を変化させる社会的要因のほか、人口の減少や高齢化率上昇、地域ネットワークの希薄化、行政再編問題など地理的要因が混在し、人々の生活に直結したものが山積しています。

こうした状況を受け、平成18年12月に教育基本法が改正され、国は、教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について基本的な計画を定めることとなり、地方公共団体においても計画を定めるよう努めなければならないことが規定されました。

この規定に基づき、国は平成20年7月に教育振興基本計画を策定し、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿と、5年間の施策等を示しました。高知県教育委員会においても、平成21年9月に今後10年間を見通した中長期的な計画として高知県教育振興基本計画を策定しました。

こうした状況を踏まえ、当町における課題の把握、教育施策・組織の現状を再認識し、目指す教育の方向性を明らかにするとともに、その実現に向けて取り組む教育振興施策の基本的な計画として、「田野町教育振興基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、高知県教育振興計画を参酌し、教育基本法第17条第2項の

規定に基づき、当町の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定めるものです。

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画期間

この計画は平成25年度から平成34年度までの10ヵ年計画とします。

第2章 田野町の教育をめぐる現状と課題

1 人口減少と少子高齢化の進行

近年、全国的に過疎化及び少子高齢化が叫ばれていますが、当町もその例外ではなく、平成22年度国勢調査時には総人口2、932人となっています。

年齢階層別に見てみると、年少人口（14歳以下）が311人で10.6%となっており深刻な少子化の現状が見られます。生産年齢人口（15歳～64歳）は1、555人で53%と緩やかな減少にとどまっていますが、老年人口（65歳以上）については1、066人で36.4%となっており年々高齢化が加速していることが見て取れます。

少子高齢化に伴い、過疎化が進んでいる当町においては、集落機能の維持が困難な地域が見られたり、経済活力や地域力の更なる減退が懸念されており、このような現状に対応した社会・経済システムの再構築が求められています。

【人口の推移（国勢調査）】

調査年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		人数	%	人数	%	人数	%
昭和55年	4、149	762	18.4	2、743	66.1	644	15.5
昭和60年	3、814	675	17.7	2、467	64.7	671	17.6
平成2年	3、682	623	16.9	2、287	62.1	772	21.0
平成7年	3、575	553	15.5	2、092	58.5	930	26.0
平成12年	3、315	464	14.0	1、834	55.3	1、017	30.7
平成17年	3、236	402	12.4	1、784	55.1	1、050	32.4
平成22年	2、932	311	10.6	1、555	53.0	1、066	36.4

2 児童生徒数の推移

当町の年少人口減少に伴い、児童数も減少を続け、この10年間で66人減、率にして約40%減となっており、今後も小学校入学予定者数はゆるやかな減少傾向にあります。

田野中学校においても生徒数は減少傾向にあり、10年間で42人減、率にして約50%減となっています。この主な要因は、町外の中学校への進学を希望する児童が増えてきたことが大きいと考えられます。

こうした状況を踏まえ、今後は、中学校の生徒確保のための取組みが重要な課題となっています。

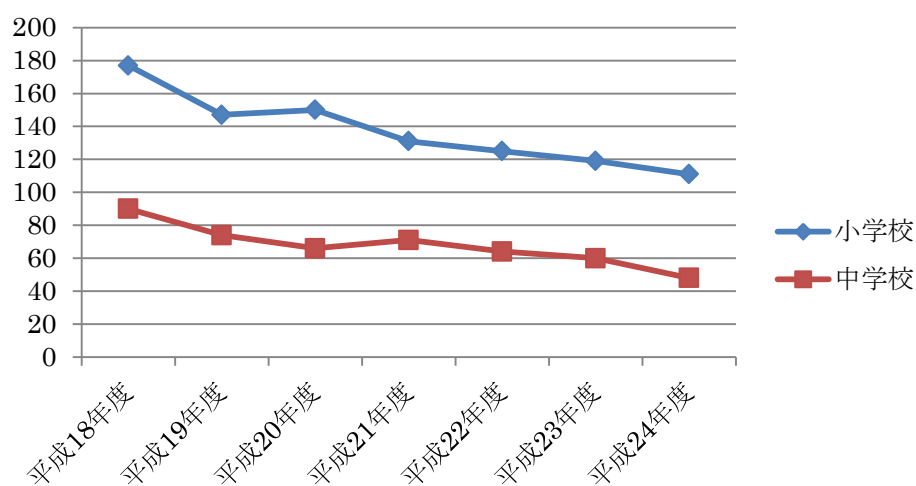
<就学前児童数の状況：平成24年4月現在>

1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
14	16	15	18	16	18	97

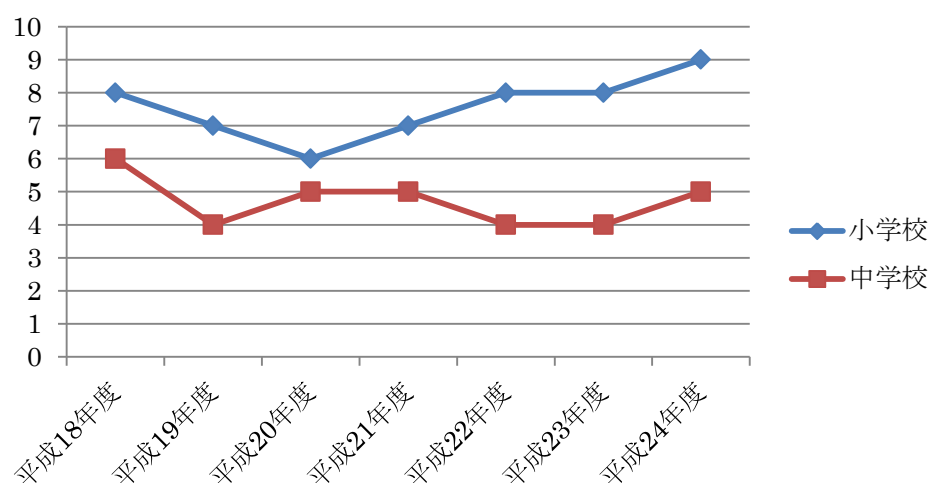
<小中学校の児童生徒数の推移（5月1日現在）>

年度	小学校		中学校	
	児童数	学級数	生徒数	学級数
平成15年度	177	8	90	6
平成19年度	147	7	74	4
平成20年度	150	6	66	5
平成21年度	131	7	71	5
平成22年度	125	8	64	4
平成23年度	119	8	60	4
平成24年度	111	9	48	5

< 児童生徒数の推移 >



< 学級数の推移 >



< 小学校卒業生の進路状況 >

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
小学校卒業生	25	27	24	23	21
田野中学校進学者	21	20	16	15	15
国公立校進学者	4	6	8	8	5
私立中学校進学者	0	1	2	0	1

3 学力・学習の状況

当町の児童生徒の学力について、平成24年度に実施された全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学校は全ての調査で全国平均を上回っています。中学校では、国語は全国平均と同等の成績をおさめることができましたものの、数学A〔知識〕B〔活用〕、理科では、全国平均を下回っています。また、正答数による分布をみると、学力の2極化が生じていることがわかります。

また、問題形式別に見ると、数学、理科で記述式問題の正答率が低い値となっています。

さらに過去数年間の全国平均との差の推移を見ると、大きくは上昇傾向であるが、年により成績に大きな差が生じており、児童生徒に安定した学力を供給できていない結果となっています。問題形式別に見ても小・中学校ともに記述式問題に弱さが見られます。

以上のことから、基礎的事項の確実な定着をはかるとともに、多様な視点で分析、思考する力を育てることが必要です。その上で、的確な言葉や文章で表現できる力を習得させることが求められています。

<平成24年度全国学力・学習状況調査における全国平均との比較>

小学校	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	理科
	ほぼ同等	ほぼ同等	ほぼ同等	ほぼ同等	ほぼ同等
中学校	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B	理科
	ほぼ同等	ほぼ同等	やや低い	低い	やや低い

【国語の勉強は好き】

小学校	72.2%
中学校	50.1%

【算数の勉強は好き】

小学校	55.6%
中学校	37.5%

【理科の勉強は好き】

小学校	100%
中学校	37.6%

【国語の勉強は大切】

小学校	94.4%
中学校	75.1%

【算数の勉強は大切】

小学校	94.4%
中学校	68.8%

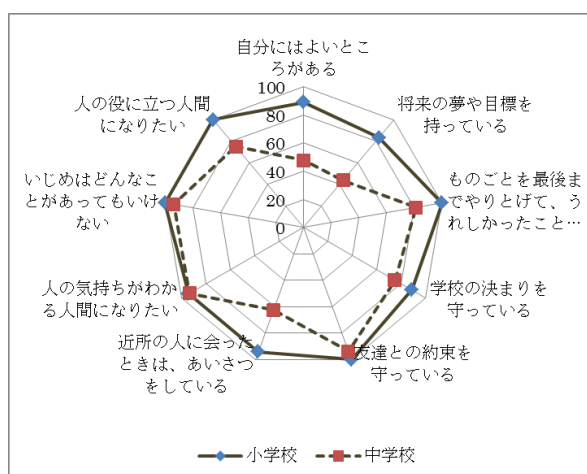
【理科の勉強は大切】

小学校	100%
中学校	56.3%

勉強は大切だと感じているが、苦手意識を持っている生徒が中学校で多く見られます。また、感想文、説明文を書くことや長い文章を読むことを苦手としている割合が小・中学校ともに高くなっています。「よくわかる学習のための授業改善」を図り、勉強に対する有用感をさらに高め、「勉強が好き」な児童生徒の割合を増やしたいものです。そのためには、教員の指導技術の向上が急務となります。

4 立志の教育

当町の「立志」の目標である「自分の可能性を信じ、夢に向かって努力できる子どもたちの育成」のためには、子どもたちの自尊感情（自己肯定感）の向上が不可欠です。しかし、平成24年度全国学力・学習状況調査における質問紙の回答状況を見ると、「自分にはよいところがある」「将来の夢や目標を持っている」の項目が低くなっています。また、自尊感情アンケートの結果においても、自己受容感覚と社交性感覚の項目でポイントが低くなっています。



高い自己肯定感を持って中学校卒業を迎えられるよう、保幼小中の連携はもとより地域、学校、行政が一体となり「田野っ子」の育成に努めなければなりません。

5 体力・運動能力の状況

生活環境の変化やゲームの流行などにより、当町児童生徒の学校外での運動機会は減少しています。それに伴い、児童生徒の体力も減少傾向にあります。

平成24年度高知県体力・運動能力、運動習慣等調査では、小学校は県平均を上回ることができました。しかし、中学校では高知県平均よりかな

り低い得点となっており、厳しい状況となっています。種目で見ると、小学校で力強さやタイミングに関わる種目に弱さが見られ、中学校では、それに加えて持久力にも弱さが見られます。

今後は、学校での体力向上への取組みや運動習慣の定着化に加えて、自らの生活や体力の向上に努め健康な心身を養おうという態度を育てる必要があります。

6 いじめの状況

当町のいじめの認知件数は、平成22年度は小・中学校ともに0だったものが、平成23年度になると中学校で4件、平成24年度は1件認知しています。いじめの発生は憂慮すべきですが、ささいないじめも見逃さないという学校の態度の表れでもあります。児童生徒の健全な成長のために、いじめは重大な人権問題であるにとらえ、全ての教職員が保護者と協力しながら、いじめを見逃さず、許さないという共通認識のもと未然防止、早期発見、早期対応に努めなければなりません。

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小学校	0	0	0
中学校	0	4	1

7 不登校の状況

在籍生徒数に占める割合は、平成22年度が9.4%、平成23年度が6.7%、平成24年度が4.2%と減少傾向です。不登校の要因や背景は一様ではありませんが、状況を十分に把握した上で担任だけでなく、学校が組織的に関係機関・家庭と連携しながら対応していく必要があります。

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小学校	0	0	0
中学校	6	4	2

※不登校：欠席に数が30日以上の児童生徒

8 暴力行為の状況

暴力行為は主に中学校で発生しており、平成22年度に4件、平成23年度に8件発生しています。しかし、平成24年度は小・中学校ともに発生していません。今後も全ての児童生徒が安心して学べる環境構築に努め、誰も気持ちを荒らげることのないよう生徒指導の面でも規範意識の醸成や様々な方策での人間関係作りを進める必要があります。

年 度	分類	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小学校	先生に対する暴力	0	0	0
	児童間暴力	0	0	0
	器物破損	0	0	0
中学校	先生に対する暴力	0	0	0
	生徒間暴力	3	2	0
	器物破損	1	6	0

基本構想体系図

基本理念

- ・自分の可能性を信じ、夢に向かって努力できる子どもたちの育成
- ・心豊かで、たくましい人づくり



基本目標

凡事徹底

当たり前のこと
を一生懸命に取
り組む

凡事一流

日々の取り組み
の質を向上させ
る

継 続

上質な取り組み
を続けるよう努
力する



基本方針

1. 学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり
2. 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成
3. 郷土愛を育む教育の推進
4. 基礎学力の定着と学習習慣の確立
5. 保・幼・小・中の連携による系統性のある教育の推進
6. 学校力・教職員力の向上
7. 安全で安心な学校づくりの推進

第3章 基本構想

教育基本法の改正に伴う、国・県の教育振興基本計画の策定の趣旨や、田野町の教育をめぐる現状と課題を踏まえ、今後10年間で目指すべき当町の教育振興の方向性を示すものです。

1 基本理念

① 自分の可能性を信じ、夢に向かって努力できる子どもたちの育成

少子高齢化、長期にわたる景気の低迷など、先行きが不透明なこれからの時代を生き抜いていくためには、子どもたち一人ひとりが自分の可能性を信じ、夢と志をもって主体的に自己実現を図っていく必要があります。

田野町の将来を担う子どもたちが、夢に向かって挑戦し、苦難を乗り越えて、自らの未来を切り拓いていくことができる力を育てていきます。

② 心豊かで、たくましい人づくり

成長過程において、自然・地域社会の中での体験、スポーツ・文化活動、ボランティアなどの社会奉仕といった活動は、子どもの可能性を発見するとともに、社会性を培う基盤となります。

このような地域活動の推進を図り、他人を思いやり、心豊かでたくましい人づくりを目指します。

2 基本目標

【凡事徹底】

凡事徹底とは「当たり前のことを一生懸命やる」ということです。

挨拶ひとつをとってみても明るく元気に笑顔で行うのと、自信なさげにオドオドしながらするのでは、相手に与える印象はまったく違うことからわかるように、「凡事徹底」の精神は社会情勢の不安定な現代を生き抜くために必要不可欠なものであると考えます。

子どもたちが自己目標の実現に向けて、何ごとにも一生懸命に取り組む精神を育む教育を推進します。

【凡事一流】

現代社会では、日々一生懸命に取り組んでいても、結果が伴わないことも多い。それは、価値観の多様化や社会情勢の変化により、人々がこれまで以上に良い物・良いサービス・付加価値などを求めるようになり、当たり前以上のことが要求される場面が増えたからだと考えます。

そこで、凡事徹底だけではなく、日々の取組みの質の向上を図る「凡事一流」を心がけた教育を推進します。

【継 続】

どのような良い取組みであっても、それが一過性のものであっても、大きな変化はもたらされません。

子どもたちが物事を成し遂げるまで諦めずに努力し続けることで「夢」や「志」に向かって、しっかりと将来を切り開くことができる力を身につけられるような教育を推進します。

3 基本方針

『学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり』

教育は、大きく「学校教育」「家庭教育」「社会教育」の3つに分類されます。核家庭化が進み夫婦共働きの家庭が増加したことから、近年、家庭や地域（社会）での教育力が低下し、学校教育に過度の期待が寄せられるようになりました。しかしながら、本来家庭や地域で教えるべきことを学校に求めるのは無理があり、様々な歪が生じるのは当然のことです。これからの田野町を担う次世代を育成していくためには、今一度、学校・家庭・地域が一丸となる必要があることから、3者のバランスが取れた教育施策を推進します。

『郷土愛を育む教育の推進』

近年、若者の都市部へ流出が大きな社会問題となっています。当町においても例外ではなく、過疎高齢化が進行しています。

そこで、子どもたちが郷土を愛し、田野町将来を担う人材を育成する環境づくりを進めます。

『基礎学力の定着と学習習慣の確立』

基礎的・基本的な知識・技能が十分に定着していない子どもたちは、授業についていくことができず不登校になったり、せっかく進学した高等学校を中退するというような事例があります。

また、将来の就職においても、近年、企業は採用条件としてコミュニケーション能力に次いで基礎的・基本的な知識・技能をあげています。

確実に基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせ、こうした厳しい社会状況に対応できる子どもたちを育成します。

『保・幼・小・中の連携による系統性のある教育の推進』

幼稚園・小学校・中学校の一貫教育の推進、並びに保育期から相互に情報共有を図ることで、支援の必要な子どもたちの早期発見を促し、幼児児童生徒の自立や社会参加を促進します。

『学校力・教職員力の向上』

幼稚園・小学校・中学校で一貫教育導入について研究を進め、相互に交流・連携を図ることで、教職員の資質・指導力の向上を図り、質の高い学校教育を目指します。

基本計画体系図

【基本方針】

【重点施策】

1. 学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり
 - ①地域に開かれた学校づくりの推進
 - ②社会教育と連携した地域活動の推進
 - ③農業体験を通じた食育の推進
2. 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成
 - ①キャリア教育の推進
 - ②道徳教育・人権教育の推進
 - ③スポーツ活動の推進
 - ④いじめ・不登校対策の充実
3. 郷土愛を育む教育の推進
 - ①郷土の偉大な先人に学ぶ教育の推進
 - ②町の歴史・文化・産業等の地域資源を活用したふるさと教育の推進
4. 基礎学力の定着と学習習慣の確立
 - ①学習習慣の定着化の推進
 - ②学力検査等の分析・活用
 - ③読書活動の推進
5. 保・幼・小・中の連携による系統性のある教育の推進
 - ①幼児教育と学校教育の連携の推進
 - ②幼・小・中一貫教育の研究及び推進
 - ③支援の必要な子どもの早期発見への取り組みの推進
6. 学校力・教職員力の向上
 - ①教職員の研究・研修事業の充実
 - ②地域に根差した特色のある学校づくりの推進
7. 安全で安心な学校づくりの推進
 - ①安全教育・防災教育の推進
 - ②危機管理体制の確立

第4章 基本計画

基本構想を達成するために、今後10年間で取組む重点施策の方向性を基本方針ごとに定めます。

基本方針1 学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり

①地域に開かれた学校づくりの推進

保護者だけでなく、地域の方が誰でも見学可能な「ふれあい参観日」等を実施し、学校の教育活動等を発信し、地域の方が訪問しやすい学校の雰囲気づくりを推進します。

②社会教育と連携した地域活動の推進

社会教育団体等と連携し、あいさつ運動や親子で参加できる行事等を実施し、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの取組みを進めます。

③農業体験を通じた食育の推進

子どもたちが自ら野菜等を育て、そして収穫した食材で調理実習等と実施することで、生産者の苦勞を知り食材に対する愛着を醸成することで食に対する意識の高揚を図ります。

基本方針2 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成

①キャリア教育の推進

地域産業の社会見学や職場体験などを体系的に推進し、将来を担う子どもたちの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立できる能力の習得を図ります。

②道徳教育・人権教育の推進

規範意識や他人を思いやる心、豊かな人間性を育むために、家庭・学校・地域が連携し、教育活動全体を通して道徳教育を推進します。

また、人権擁護委員や人権教育研究協議会等と連携し、人権教育の充実に取り組み、自他の人権を大切にし、実践的な行動ができるような子どもの育成を図ります。

③スポーツ活動の推進

スポーツ少年団等の社会体育団体の活動を支援し、子どもたちの基礎体力及び運動能力の向上を図ります。

④いじめ・不登校対策の充実

家庭・学校・関係機関が連携し情報共有を図ることで、問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応を心がけ、組織的に一貫性のある児童生徒指導を推進します。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育センター等による教育相談の充実に努めます。

基本方針 3 郷土愛を育む教育の推進

①郷土の偉大な先人に学ぶ教育の推進

幕末に日本を変えようと奔走した「野根山二十三烈士」、高知県初の内閣総理大臣「濱口雄幸」等、郷土の偉大な先人の足跡を学ぶことで、「夢」と「志」を大切にし、何ごとにも積極的にチャレンジできる子どもの育成を目指します。

②町の歴史・文化・産業等の地域資源を活用したふるさと教育の推進

史跡・文化財等地域の学習資源の活用と農業・漁業・製造業・サービス業等の地域の産業に関わる人たちとふれあいながら学習できる機会を設けることで、子どもたちが地域のことを知り、ふるさとへの愛着や誇りを持つ教育体制作りを推進します。

基本方針 4 基礎学力の定着と学習習慣の確立

①学習習慣の定着化の推進

個々の学習状況に即した指導・支援体制を整備し、基礎学力の定着を図ります。また、放課後子ども教室等を活用した主体的な学習習慣の定着を推進します。

②学力検査等の分析・活用

全国学力・学習状況調査等の結果を分析し、成果と課題を的確に把握し、個々の状況に応じた学習指導を行うことで、基礎学力の向上に努めます。

③読書活動の推進

町立図書館と学校図書館の連携を図り、子どもたちの読書の習慣化を推進することで、感性や表現力の豊かな人間の形成を促し、地域の次世代の担い手となる人材育成へつなげます。

基本方針 5 保・幼・小・中の連携による系統性のある教育の推進

①幼児教育と学校教育の連携の推進

子どもたちの発達状況に応じた学習機会を提供するため、保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携及び情報共有を推進する。

また、子ども同士の交流も進め、各段階へスムーズに移行できるよう努めます。

②幼・小・中一貫教育の研究及び推進

幼稚園・小学校・中学校が連携し、教職員相互の研修の実施や情報共有を図ることで、いわゆる「中1ギャップ」などの問題行動を未然に防ぐ体制作り等について研究を進めます。

③支援の必要な子どもの早期発見への取り組みの推進

近年、発達障害等により支援の必要な子どもたちが増加傾向にあります。このような症例は早期発見と的確な指導がその後の生活に大きな影響を与

えるといわれているため、関係機関が相互に連携し情報共有を図ることで、早期に支援体制が確立できるよう体制作りを進めます。

基本方針6 学校力・教職員力の向上

①教職員の研究・研修事業の充実

教職員の資質・指導力の向上を図るための研修事業の取り組みを推進するとともに、県教育センター、中芸地区教育研究会等が実施する研修会への積極的な参加を促進します。

②地域に根差した特色のある学校づくりの推進

家庭・地域・学校等が連携・協力し、地域の人材や学習資源を活用した体験学習等の様々な教育活動を推進します。

また、地域行事等へも積極的な参加を推進し、学校と地域がともに支え合う、地域に根差した学校づくりを目指します。

基本方針7 安全で安心な学校づくりの推進

①安全教育・防災教育の推進

登下校時や学校内において、安全に行動するため、発達段階に応じた危険予測能力・回避能力の向上を図る安全教室や、地域と連携した子どもたちの見守り活動を推進します。

また、災害時には、自分の身は自分で守り、周りの人々にも気配りができるような子どもを育成する防災教育を推進し、定期的な非難訓練の実施に努めます。

②危機管理体制の確立

緊急事態発生時に、子どもたちや教職員の生命や心身の安全を確保するため、全教職員が危機管理について高い意識と正しい知識を共有し、具体的に行動できるように学校や地域の実情に即したマニュアル等の整備を進めます。